

Vol.68
DECEMBER 2013

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

平成 26 年度東京都予算等に関する要望 一都議会 3 会派へ政策要望を提出ー

東京都印刷産業政治連盟(森永伸博会長、東政連)は、平成 26 年度東京都予算等の要望に関して、9 月 6 日に都議会公明党、9 日に同自民、民主各党と定例のヒアリングを行い、政策要望の提出により意見交換した。

東政連では、都政への要望事項として、①環境対策の推進、②メディア・ユニバーサル・デザイン(MUD)の採用・普及、③災害時の BCP(事業継続計画)策定への支援、④東京都発注印刷物の入札方法の改善、⑤印刷産業振興対策の充実、⑥制度融資適用資格の拡大の 6 項目を掲げ、中小印刷産業界の政治連盟の政策要望として、業界に関わる政治的な課題の解決、社会・経済・環境に関わる公共的な有益性の増進を訴えた(具体的な要望内容は 2～3 頁に掲載)。

各党からは、要望への協力意向と共に課題解決へ具体的な意見の求め、また新たな要望提起があった。

自民党からは、MUD の採用に向けて印刷物の活用例の求めがあり、これに対し森永会長から、MUD は社会状況から高齢者、色覚障がい者等だけでなく外国の方への対応も 2020 オリンピック・パラリンピックに向け益々重要になるので、だれにも分かりやすい色、文字、ピクトグラムおよびそれら組み合わせによる印刷物が提供できるとして、使いやすさ、理解しやすさの視点で例示した。また、震災時の情報提供として紙媒体の利便性が挙げられ、印刷産業からの震災対策へのアイデア提出に期待が寄せられた。

公明・民主両党からは、東京都発注印刷物の入札要件について GP 認定の導入へのハードルの高さを気がかりとする声があったが、業界の環境対策へのより高次の取り組み、グリーン基準達成の意義、GP 認定に向けそのステップとなる東京都印刷工業組合「環境推進工場登録」制度を説明することで、推進協力への理解を得た。また、民主党は、中小企業と若年者の雇用ミスマッチの問題を挙げて、当業界の苦慮している雇用事情を汲取ると共に、東京都印刷工業組合「合同会社説明会」が業界事業となる方向からその取り組みに関心を寄せ、東政連からは本事業への助成措置と雇用のミスマッチ構造の改善を求めた。

なお、3 党とは東京都印刷産業議員連盟議員を中心に、さらなる具体的な意見交換の場を持ち、要望の実現に向け連携して取組んでいくこととしている。



東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

平成 26 年度東京都予算等に関する要望内容(1)

1. 環境対策の推進について

印刷産業界では、自主基準として日本印刷産業連合会「印刷サービスグリーン基準」を制定し、印刷関連企業の社会的責任の遂行と地球環境保全を推進している。そして本基準を達成した工場・事業所を「グリーンプリンティング(GP)認定」することで、環境配慮製品の普及を推進している。本基準は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)の特定調達品目とも整合性を確保するよう配慮されており、GP認定は平成25年3月策定の環境省「プレミアム基準策定ガイドライン」の設定において考慮すべき事項に挙げられ、その更なるグリーン化の志向は地方公共団体や民間に波及することも期待されている。

環境保全の一層の推進のために次の2つの事項を講じられたい。

- (1) 東京都の印刷物発注は、GP認定取得企業を優先されたい。
- (2) GP認定取得の推進のために、助成措置を取られたい。

2. メディア・ユニバーサル・デザイン(MUD)の採用・普及について

誰もが公平に必要な情報を理解し利用できるようにすることは社会的な責任であり、その中で重要な役割を担う印刷物等メディアにおいてMUDが採用されるよう、次の事項を実施されたい。

- (1) 東京都では「福祉のまちづくりを進めるためのユニバーサルデザインガイドライン」を制定し、情報提供で配慮すべき事項として色彩表現の表記があるが、まだカラーユニバーサルデザインを中心とした内容に留まっているため、デザインや文字も使った誰にも分かる伝達手法として、MUDをガイドラインとして付け加えられたい。
- (2) 東京都発注印刷物についてMUDを採用されたい。
- (3) より良い社会環境づくりに向け、MUDが積極的に取込まれるように促進されたい。

3. 災害時のBCP(事業継続計画)策定への支援について

天変地異などによる社会を揺るがすリスクが高まる中、BCP策定は非常に重要かつ緊急な課題であるが、中小企業の多い印刷産業ではその実地的な取組みに具体的なノウハウや資金が十分でない企業が多く、次の対策を取られたい。

- (1) 東京都は市区町村と連携して、BCP策定についての支援を早急に拡充されたい。
- (2) 東京都が行っているコンサルタント派遣によるBCP策定支援事業について、支援企業を限定している上に東京都が募集の際に多くの業種に割振っているが、産業別の事業所数に応じて支援企業数を決める措置を取られたい。
- (3) BCPの策定・運用に係る経済的な負担に対し、帰宅困難者用備蓄品に対する助成など、多くの中小企業の実態に沿った支援措置を講じられたい。

また、中小企業が地元自治体と連携し作成したBCPに基づき地域防災に資する施設、設備などを整備する場合、必要となる土地の取得資金に対して日本政策金融公庫による融資・金利の優遇措置はあるが、中小企業が自社のためにBCPを策定した場合でも、経済的負担の大きい設備機能の整備費用に対し助成措置を講じられたい。

- (4) 災害時に備えてのデータのバックアップは極めて重要であり、特に印刷産業にとっては人事・総務や顧客管理だけでなく印刷等事業に係るデータの保全上不可欠で、安全性の確保から社内保管とは別に外部保管するための費用について補助されたい。

	東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。
--	---

平成 26 年度東京都予算等に関する要望内容(2)

4. 東京都発注印刷物の入札方法の改善について

東京都発注の印刷物入札についてすべて請負契約になっているが、適正な積算根拠を伴わない過度の低価格な受注や不適格な企業の参入は、品質の低下やコンプライアンスの問題を招く場合があるだけでなく、印刷産業界の健全性を損なうものであることから、その対策として次の方法を講じられたい。

- (1) 予定価格を設定し最低制限価格を設けると共に、低入札価格調査制度の適用を徹底されたい。
- (2) 発注物の性格から目的に合致した企画を提案し、その中から企画・提案能力のある者を選ぶ「企画提案(プロポーザル)方式」が、平成 25 年度から漸進的に採用される方向にあるが、できる限りこの方式を適用されたい。価格を入札要素に加える場合であっても「総合評価方式」を採用し、上記(1)を併用されたい。
- (3) 「企画提案(プロポーザル)方式」「総合評価方式」の評価ポイントとして、印刷産業界が進める環境保全に係る GP 認定及びそれに準ずる制度認定、情報セキュリティに係る認定を加点要素に加えることで、選定性能を上げられたい。

5. 印刷産業振興対策の充実について

東京の地域経済の活性化において中小企業の活力は不可欠であり、中でもその原動力となる地場産業の印刷産業は都会における情報サービス産業として、またソリューションプロバイダーとして顧客の課題解決型産業の地位を築きつつあり、その産業力を強化し成長を推進していくには、不断の自助努力に加え、支援が必要である。次の施策を講じられたい。

- (1) 中小企業対策予算を拡大し、制度融資の充実を図られたい。
- (2) 新たな事業・サービスによる付加価値向上には、複数のパートナーと連携して事業展開していくことが重要であり、ビジネスマッチングのためのコラボレーション事業や展示会への助成を図られたい。
- (3) 印刷産業では、様々な産業資源を持った地域に密着した新たなビジネスを展開し、それぞれの特色を活かした地域活性化事業が実施されている。中小企業地域資源活用促進法に基づいて、中小企業等が単独または共同で地域資源活用の新商品・新サービスの開発・市場化を行う事業に対して補助金、低利融資等支援施策があるが、地域産業資源の指定拡大により、印刷産業が持つ情報加工技術を活用した地域ブランディング、印刷産業をハブとした地域活性事業など、地域産業振興事業に対する支援を推進しやすいようにされたい。

6. 制度融資適用資格の拡大について

東京都の制度融資では、業況が悪化している中小企業者の資金繰りへの支援として「経営セーフ」を設置して、東京都独自の優遇金利、さらに小規模企業に対しては保証料の補助といった措置を取っている。

中小企業の事業活性化において、通常の事業資金融資でも従業員規模に拘わらず優遇金利を適用し、保証料への補助を実施するなど、さらなる東京都独自の優遇措置を取られたい。

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

東京都印刷産業議員連盟議員を選任(1) — 政策要望の実現に向け連携強化を図る —

東政連では、当連盟の趣旨、目的を理解し、都政に関する要望実現に協力・支援頂ける都議会議員の方々と組織する「東京都印刷産業議員連盟(議員連盟)」を設置している。本年6月の都議会議員改選に伴う新期の議員連盟議員について、自民・公明・民主の3党の議員の方々と構成することで、要望事項によってはこれまでの活動経過から実現への協力体制も想定して、東政連の考えを各党に伝え協力要請すると共に、各党からの意向や希望も伺いながら協議した。調整を重ねることで、各党および議員の方々の承引を得て、次の各氏に議員連盟議員を委嘱した。

<東京都議会自由民主党>



立石晴康 氏
選挙区：中央
〒103-0004
中央区東日本橋 1-2-12

電 話 03-3864-0077 / F A X 03-3865-4650



内田 茂 氏
選挙区：千代田
〒101-0063
千代田区神田淡路町 1-13

電 話 03-3251-4888 / F A X 3251-4886



三宅茂樹 氏
選挙区：世田谷
〒154-0001
世田谷区池尻 2-20-12-103

電 話 03-5481-1500 / F A X 03-5481-2300



こいそ 明 氏
選挙区：南多摩
〒206-0012
多摩市貝取 1449-1

電 話 042-389-6300 / F A X 042-372-8655



服部ゆくお 氏
選挙区：台東
〒110-0001
台東区谷中 3-7-13

電 話 03-3828-3088 / F A X 03-3828-8288



高島なおき 氏
選挙区：足立
〒120-0034
足立区千住 4-9-7

電 話 03-3881-0007 / F A X 03-3881-0606



宇田川聡史 氏
選挙区：江戸川
〒134-0084
江戸川区東葛西 1-37-24

電 話 03-3687-7007 / F A X 03-3689-7101



中屋文孝 氏
選挙区：文京
〒112-0001
文京区白山 2-24-7

電 話 03-3818-0077 / F A X 03-5689-8117



秋田一郎 氏
選挙区：新宿
〒160-0023
新宿区西新宿 4-11-13-103

電 話 03-3374-2535 / F A X 03-3376-1188



山崎一輝 氏
選挙区：江東
〒136-0076
江東区南砂 2-28-15

電 話 03-3648-3111 / F A X 03-3648-1242



吉住健一 氏
選挙区：新宿
〒162-0056
新宿区若松町 6-12

電 話 03-3352-7260 / F A X 03-3352-7261



崎山知尚 氏
選挙区：荒川
〒116-0011
荒川区西尾久 3-20-3 2階

電 話 03-3800-7772 / F A X 03-3800-8882

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

東京都印刷産業議員連盟議員を選任(2) — 政策要望の実現に向け連携強化を図る —



堀 宏道 氏
選挙区：豊島
〒171-0014
豊島区池袋 2-22-3
池袋サンハイツ 1101

電 話 03-6906-8455／F A X 03-6906-8458



かんの弘一 氏
選挙区：港
〒108-0071
港区白金台 3-17-4

電 話 03-3445-8211／F A X 03-3445-5155

<都議会公明党>



鈴木かたろう 氏
選挙区：荒川
〒116-0001
荒川区町屋 3-16-15

電 話 03-3895-7726／F A X 03-3895-7727



木内よしあき 氏
選挙区：江東
〒136-0072
江東区大島 5-34-10-1003

電 話 03-5628-5618／F A X 03-5628-5620



長橋けい一 氏
選挙区：豊島
〒170-0012
豊島区上池袋 3-25-11

電 話 03-3983-8260／F A X 03-3983-8200



東村くにひろ 氏
選挙区：八王子
〒192-0051
八王子市元本郷町 4-20-25
元本郷田口ビル 302

電 話 042-620-4405／F A X 042-620-4402



谷村たかひこ 氏
選挙区：北多摩第一
〒189-0025
東村山市廻田町 1-22-57

電 話 042-565-2312／F A X 03-6368-4970



加藤まさゆき 氏
選挙区：墨田
〒131-0044
墨田区文花 2-16-10

電話 03-5247-1833／F A X 03-5247-1833

<都議会民主党>



酒井大史 氏
選挙区：立川
〒190-0012
立川市曙町 2-34-6
小杉ビル 803

電 話 042-528-6522／F A X 042-528-6525



石毛しげる 氏
選挙区：西東京
〒188-0014
西東京市芝久保町 3-6-23

電 話 042-460-0855／F A X 042-460-0856



大西さとる 氏
選挙区：足立
〒121-0816
足立区梅島 1-12-6
高橋ビル 2 階

電 話 3849-7847／F A X 3849-7846



中山ひろゆき 氏
選挙区：台東
〒111-0034
台東区雷門 1-12-12

電話 03-3841-4155／F A X 03-3841-4423

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

平成 26 年度国家予算・税制改正等に関する要望 — 自民党東京都支部連合会へ政策要望を提出 —

平成 26 年度国家予算・税制改正等に関する要望について、自由民主党東京都支部連合会(自民党都連)と 10 月 2 日、自民党本部にて意見交換を行った。



冒頭、自民党都連会長代理 菅原一秀衆議院議員が「印刷産業は景気の影響を受けやすい性質があることは承知している。中小企業の経済対策について、秋の臨時国会で成長戦略をしっかりと立て、役立つ形にしたい」と挨拶した。

引続き森永会長が、東政連からの国政に対する要望として、都政に対する政策要望にも関連した官公需に係る入札制度の改善、胆管がん問題より生じた労働安全衛生対策の推進といった国の適切な取組み・対応、中小企業一般に関わる課題としての融資・税制措置の拡充など、9つの事項を提示し説明した(7～8頁記載)。

また、税制措置について、平成 23 年度税制改正で法人税率の引下げが行われたが、平成 26 年度の税制改正論議に向けて、安倍首相が産業競争力強化から法人税の実効税率の早期引下げに意欲的であることに触れ、代替財源の確保など財政健全化の課題を考慮しながらの、中小企業の活性化に繋がる法人税の課税体系への追加要望を出した。

これに対して自民党都連からは主に税制改正への取組状況について説明があり、東政連から要望した中小企業が活用できるような事業承継税制の見直しについては、平成 25 年度税制改正で適用要件の緩和など一歩前進しているとして引続きの検討が示唆された。また、設備取得に係る即時償却および税制控除については、中小企業等投資促進税制の改正に向け要望に対応した方向で動いているとした。これは、自民党と公明党が 10 月に発表した「民間投資活性化

等のための税制改正大綱」に盛り込まれており、法人実効税率の在り方についても速やかな検討開始が明記されている。

そのほか、官公需について、競り下げ方式導入の反対、最低制限価格制度の導入などは、かねてより他の業界からも制度に係る改善要望が出されているとして、あらたな政界情勢の中で、東京都の発注物に対しては都議が改善の働き掛けしており、国においても徹底的に見直していく努力をすると約束した。

なお、東政連としては、国に対する要望の実現化について今後、同じ印刷産業で国政に関わる活動組織である全日本印刷産業政治連盟(全印政連)と連携を取りながら、活動していくこととしている。

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

平成 26 年度国家予算・税制改正等に関する要望内容(1)

1. 労働安全衛生対策の推進

印刷工程での使用資材に含まれる化学物質は、生産活動において人の健康に影響を及ぼすことがあり、印刷産業界では業界を挙げて防止対策に取り組んでいる。労働安全衛生の保全・強化に向け環境リスク低減の推進、そして未然防止策として次の措置を取られたい。

- (1) 法規上の義務に拘らず化学的な安全性の確保のために、作業環境測定に対して助成措置を設けること。
- (2) 資材製品に含まれる化学物質について、メーカー側が分かり易く的確な情報を開示し、また、より有害性の低い製品を提供するよう、化学関係業界の指導の徹底を図ること。

2. 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに関連する印刷需要の分離・分割発注

2020 年のオリンピック・パラリンピックに向けて、今後、印刷需要が盛り上がることが予想されるが、大手広告代理店等への一括発注は行わず、印刷物は印刷企業に発注されたい。適正な分離・分割発注を行い、中小印刷企業の受注機会の確保に努められたい。

また、より良い環境づくりに向け、印刷物にはメディア・ユニバーサル・デザイン(MUD)を採り入れると共に、環境への配慮を重視されたい。

3. 官公需における競り下げ方式の導入への反対

国が試行した「競り下げ方式」(リバースオークション)は、本年 5 月に内閣官房行政改革推進本部事務局より「競り下げ試行の検証結果の概要」が公表され、そこでは、「調達方策としての競り下げについては、今後、各府省庁において個別案件の状況に応じて実施の適否を判断することが適当と考えられる」とされ、今後も府省庁ごとに継続されることとなっている。

しかし、官公需特定品目に指定されている中小企業性の高い品目(印刷)への「競り下げ方式」導入は、体力(価格)勝負の競争を増長することになる。各府省庁が実施すると地方公共団体へも波及し、特に地方の印刷需要は官公庁の仕事が多いため、地域の中小企業から仕事を奪い、雇用の確保や地場産業の育成を妨げることになり、地域経済の疲弊を招きかねない。官公需特定品目に指定されている「印刷」についての「競り下げ方式」の導入には絶対反対である。

4. 官公需における最低制限価格制度の導入と低入札価格調査制度の厳格な適用

官公需において、行き過ぎたダンピングが横行している。その要因は業界のモラルにある一方、発注者側が数社から事前に見積もりを入手してその額の 6 割とか 7 割、あるいは前年実績額を予定価格にするなど、しっかり予定価格を積算しないことも大きな要因となっている。この方式は予定価格そのものを年々低下させることになり、市場の実態と大きく乖離し、中小印刷業者の経営基盤の弱体化に繋がっている。印刷受注の透明性と競争性の確保を前提に技術力を活かした品質の確保、次世代への専門技能・技術の継承など非価格競争の要因を含めたバランスある制度とし、官公需の目的を効果的に実現するため、最低制限価格制度の導入と著しい低価格入札の防止に向けた低入札価格調査制度を厳格に適用されたい。

なお、地方公共団体では、最低制限価格制度は 1 道 17 県しか導入されていない。東京都発注の印刷物入札には「企画提案(プロポーザル)方式」が漸進的に適用される方向にあり、印刷物の性格に応じてこうした価格競争によらない入札方式も国の発注から思考されたい。

5. 中小企業の経営基盤強化に向けた融資・税制措置の拡充

日本経済成長の原動力となる中小企業の活力強化には、企業が持つ経営資源を建設的に発揮できるよう、設備・事業投資意欲を押し上げる資金供給や支援、また税制面での減免等優遇措置などが必要である。中小企業の実体経済の回復、さらなる持続的な成長の推進において、中小企業対策予算を拡大して融資、各種支援措置を拡充すると共に、次の税制措置を取られたい。

東京都印刷産業政治連盟は、印刷業および関連産業の振興発展と社会的地位の向上を図るための活動を行っています。

平成 26 年度国家予算・税制改正等に関する要望内容(2)

- (1)平成 23 年度法人税改正により、中小法人に対する軽減税率が引下げられたが、さらに所得額 800 万円以下を対象に平成 27 年 3 月 31 日まで新たに設定された軽減措置について、適用所得額を引上げて継続されたい。
- (2)平成 23 年度法人税改正により、中小法人に対する繰越欠損金は従来どおり 100%使用できる上に控除期間が 9 年まで 2 年間延長されたが、期間設定を撤廃されたい。
- (3)中小企業者等に対する少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、平成 26 年 3 月 31 日までとなっているが、継続措置を取られたい。

6. 設備投資等の促進を支援する税制の拡充

国内の雇用や地域経済を支える中小・小規模事業所が成長力を強化するには、新製品・高付加価値製品の製造、生産性の向上、省エネ、耐震化、システムの効率化を図るための設備投資を推進することが必要であり、それを後押しする即時償却および税額控除等の措置を取られたい。

また、中小・小規模事業所の生産性向上に繋がる設備投資意欲を喚起し、設備の新陳代謝を図るため、中小企業投資促進税制について、大幅に拡充されたい。

7. 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、前向きな設備投資および雇用拡大の阻害要因となっていることから廃止されたい。

8. 事業用資産の承継を促進する税制の拡充

中小企業は雇用の受け皿として重要な役割を担っており、中小企業の円滑な事業承継を促進するために、次の措置を講じられたい。

- (1)事業承継税制について、納税猶予の対象となる発行済議決権株式の総数の 3 分の 2 要件を撤廃し、100% とすると共に、非上場株式等に係る相続税の納税猶予割合を 100%に引き上げること。
また、後継者死亡時点まで納税が免除されないことから、納税免除を納税猶予開始後 5 年経過時点とすること。
- (2)中小企業の経営者は事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多く、債権者の承諾なしには処分できずに資産価値として大きな制約を受けている。このため、担保付き個人資産の評価額を一定割合減額する特例措置を創設するなど、法人経営のために担保提供した個人資産の相続税の評価方式を見直すこと。
- (3)取引相場のない株式の評価については、中小企業経営者が経営努力により企業価値を向上させるほど評価額が高くなり、相続税負担が重くなるという弊害が生じている。中小企業庁「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」を踏まえ、財産評価基本通達における取引相場のない株式の評価方法を抜本的に見直すこと。

9. 高齢者医療制度の抜本的な見直し

高齢者医療制度への健康保険組合からの納付金は年々増加しているが、保険料率の引き上げは限界を超え、平成 24 年度の健保財政は、1,431 組合のうち、4 分の 3 が赤字となっている。今後も高齢者が増加する中で、現在の制度を続ければ多くの健保組合が解散に追い込まれ、その結果として公費負担が大幅に増えることになる。民間で出来ることは民間に任せるべきであり、健保組合が存続でき、また健保組合の財政健全化のために高齢者医療制度納付金の引き下げや上限枠の設定をされたい。

また、国庫補助のある「協会けんぽ」と国庫補助のない健保組合との不公平な取扱いを解消し、健康保険事業が健全に運営できる環境を整えられたい。